第七百九十六条第三項	前条第一項から第三項まで	五分の一（これを下回る割合を存続株式会社等の定款で定めた場合にあっては、その割合）	第百九十九条第二項	五分の一	
		同条第二項各号に掲げる場合又は第一項ただし書に規定する場合		産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する株式の全部又は一部が当該認定事業者である株式会社の譲渡制限株式であって、当該認定事業者である場合であるときの株式会社が公開会社でないとき	
	第七百九十六条第三項第一号	次に掲げる額の合計額		新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額	当該認定事業者である株式会社
		イ　吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社（以下この号において「消滅会社等」という。）の株主等」という。）に対して交付する存続株式会社等の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額			
		ロ　消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額			
		ハ　消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等以外の財産の帳簿価額の合計額			
第七百九十六条第三項第二号、第七百九十七条第一項、第三項、第四項及び第六項並びに第七百九十八条第一項、第二項及び第四項		存続株式会社等		当該認定事業者である株式会社	
第七百九十六条第三項第二号及び第四項	第七百九十六条第三項第二号及び第四項	法務省令	第百九十九条第二項	主務省令	
第七百九十六条第四項	第七百九十六条第四項	前条第一項	第百九十九条第二項	第百九十九条第一項	
第七百九十六条第四項並びに第七百九十七条第一項及び第二項第一号		吸収合併等		産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分	
第七百九十六条第四項	第七百九十六条第四項	存続株式会社等に		当該認定事業者である株式会社に	

第七百九十六条第四項及び第七百九十七条第二項第一号イ	第七百九十六条第四項、第七百九十七条第三項及び第五項並びに第七百九十八条第一項から第三項まで	第七百九十六条第四項	第七百九十七条第三項	第七百九十七条第四項第二号	第七百九十七条第七項
当該存続株式会社等	効力発生日	吸収合併契約等の承認を受けなければ	吸収合併等をする旨並びに消滅会社等の商号及び住所（第七百九十五条第三項に規定する場合にあっては、吸収合併等をする旨、消滅会社等の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項）	第七百九十五条第一項の株主総会の決議によって吸収合併契約等の承認を受けた場合	吸収合併等を中止
当該認定事業者である株式会社	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日	当該募集事項を定めなければ	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をする旨並びに当該他の株式会社の商号及び住所	第百九十九条第二項の株主総会の決議によって募集事項を定めた場合	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の全部を中止

4　第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十一条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った株式の発行であることを証する書面」とする。

（全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例）

第二十一条の三　認定事業者が認定計画に従って公開買付けの方法により他の株式会社の株式を取得した場合（当該他の株式会社の総株主の議決権の十分の九以上の数の議決権及び会社法第百八条第一項第七号に掲げる事項についての定款の定めを設けようとする種類の株式の種類株主の議決権の十分の九以上の数の議決権の保有者になった場合に限る。）における当該他の株式会社が行う全部取得条項付種類株式（同法第百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。以下この項において同じ。）の発行のために必要な定款の変更及び当該全部取得条項付種類株式の全部の取得（その取得に際して当該他の株式会社の株主に対し交付しなければならない当該他の株式会社の株式の数に一株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数の合計数（その合計数に一に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式の競売以外の方法による売却を含む。）であって次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものに係る同法第百十一条第二項、第百五十五条、第百七十一条、第百七十二条、第百七十三条第二項、第二百三十四条及び第四百六十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一　法令又は定款に違反していないこと。

二　当該全部取得条項付種類株式の取得に際して、当該他の株式会社の株主に対し、当該公開買付けにおける買付け等の価格（金融商品取引法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。）に相当する取得対価（会社法第百七十一条第一項に規定する取得対価をいう。）が割り当てられること。